

平成二十四年五月七日提出
質問第一二二七号

検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する質問主意書

- 一 小沢一郎元民主党代表の資金管理団体「陸山会」の土地購入を巡り、収支報告書に虚偽の記載があったとして、石川知裕衆議院議員はじめ元秘書三名が逮捕された。小沢元代表自身も、それに関わったとし、東京第五檢察審査会により強制起訴をされたが、本年四月二十六日、東京地裁より無罪判決が出されている。このいわゆる陸山会事件並びに小沢元代表の裁判に関連し、元東京地検特捜部の田代政弘検事が、石川議員を取り調べた際、石川議員が「『選挙民を裏切ることになる』と検事に言われたことが効いた」等と述べたとする内容を捜査報告書に記入し、東京第五檢察審査会に提出しているが、後にその内容は全くの虚偽であったことが判明し、田代検事は人事上の処分を受けていると承知する。右の事例の他に、過去に検察官が虚偽の捜査報告書を作成し、処分を受けた事例はあるか。あるのなら、そのすべてにつき、詳細を明らかにされたい。
- 二 一般に、検察官が捜査報告書に虚偽の内容を記載することは許されるか。許される場合、その法的根拠について説明されたい。
- 三 田代検事が虚偽の捜査報告書を作成し、それを東京第五檢察審査会に提出したことは、法律に違反する

か。するのなら、どの法律にどう違反するのか、詳細に説明されたい。

四 田代検事が虚偽の捜査報告書を作成し、それを東京第五檢察審査会に提出したのにも関わらず、刑事訴追を受けず、人事上の処分を受けるのみとなっていることは、我が国の法令上、適切であるか。適切であるのなら、その根拠を説明されたい。

五 報道によると、田代検事が虚偽の捜査報告書を作成し、それを東京第五檢察審査会に提出した当時の東京地検特捜部長であった佐久間達哉検事が、虚偽の部分にアンダーラインを引き、大幅に加筆修正をしていたことが明らかになったとのことであるが、佐久間検事はなぜそのようなことをしたのか、檢察庁、法務省としてその理由を把握しているか。

六 報道によると、五で触れた佐久間検事の行為に関し、佐久間検事が東京第五檢察審査会に対し、小沢元代表を強制起訴するよう誘導する意図があったのか否か、現在檢察庁内で調査を行っているとのことであるが、右は事実か。事実なら、檢察庁内のどの部署が、誰の責任の下、佐久間氏はじめ誰を対象に、どのような方法をもって、どの場所で、いつまでを目途に結果を出すべく調査を行っているのか、詳細に説明されたい。

七 本年五月四日、田代検事により作成された虚偽の捜査報告書と思われる文章が、インターネット上で掲載されていることが明らかになっている。検察庁、法務省として、それがインターネット上に流出している事態を把握しているか。

八 検察庁、法務省として、誰によって虚偽の捜査報告書が流出することとなったか、事実関係を把握しているか。

右質問する。